

環水大総発第1307241号
平成25年7月24日

各県除染担当部局長 殿

環境省水・大気環境局
放射性物質汚染対策担当参事官
(公 印 省 略)

除染等の措置等の業務からの暴力団排除の徹底について（通知）

除染等の措置等の業務からの暴力団排除については、これまでも、「除染等の措置等を委託する際の暴力団排除の推進について」（平成24年6月12日付け環境省除染チーム事務連絡。以下「事務連絡」という。参考1参照）にて依頼しているところであるが、暴力団が労働者を派遣して除染等の措置等の業務に従事させるなど、復旧・復興事業において暴力団が介入する事案が発生している。

このような実態を踏まえ、東日本大震災からの復旧・復興事業への暴力団の介入を防止するため、政府においても、地方公共団体との連携を強化し、更に、復旧・復興事業全体における暴力団排除対策を推進することとしているところである（参考2「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について」（平成25年4月26日暴力団取締り等総合対策WT）参照）。

貴県におかれても、下記事項に留意の上、除染等の措置等の業務からの暴力団排除の徹底に努められるよう改めてお願いするとともに、貴管下市町村に対し周知徹底を図られたい。

記

1 除染等の措置等の業務に係る施工体制の把握

各県及び各市町村等におかれては、除染等の措置等の業務を委託する場合、契約の相手方に対し、相手方自ら又は下請負人等（下請負人、再受任者又は契約の相手方をいう。）に

よる作業員名簿の確認等を通じた労働者の雇用事業者の把握や、把握した事業者と施工体制台帳との照合等を通じた施工体制の適切な把握を行うことにより、違法派遣等の防止に努めるよう所要の指導及び要請や啓発を行うこと。

(参考) 除染等工事共通仕様書(ひな形)(抜粋)

1-1-14 施工体制台帳

- (1) 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額(当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の総額)が3000万円以上になるときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、前項に示す発注者の定めに従って、各下受注者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

1-1-21 除染等作業員名簿・身分証明書等

- (1) 受注者は、工事に従事する除染等作業員について作業員名簿を作成し、当該除染等作業員が除染等工事に従事する前に、職種、氏名、年齢等を登録しなければならない。

2 違法・不審情報の共有及び事業者に対する指導・要請

各県及び各市町村等におかれては、発注した除染等の措置等の業務において、関係法令に係る違法・不審情報を把握した場合は、地方環境事務所・県警察・県労働局等の関係機関に情報共有するとともに、関係機関と連携しながら、契約の相手方又は下請負人等に対し、関係法令に照らして必要な措置を講ずること(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号。以下「法」という。)の施行に必要な限度においては、法第49条第5項に規定する報告の徴収、第50条第5項に規定する立入検査等の必要な措置を実施することが可能)。

事務連絡
平成24年6月12日

各県除染担当部局 担当者 様

環境省除染チーム

除染等の措置等を委託する際の暴力団排除の推進について

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「法」という。）において、同法に基づく除染実施計画（以下「計画」という。）を策定し、当該計画に従い、除染等の措置等を実施することとされています。また、除染等の措置等を委託する場合にあっては、同法第40条第2項及び第41条第2項並びに平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「施行規則」という。）第59条において、委託の基準が定められており、委託契約からの暴力団排除を徹底するため、下記のとおり取り組んでいただきますようお願いいたします。また、貴管下の各市町村への周知につき、対応方よろしくお願ひします。

記

（委託基準の遵守）

第1 法第40条第2項及び第41条第2項に基づき、除染実施区域における土壌等の除染等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分を委託する場合には、同項の基準に従うこととされており、具体的な基準は施行規則第59条第2号トからヲまでにおいて、暴力団排除に係る規定が定められている。

都道府県又は市町村における除染等の措置等に係る委託の契約に関し、具体的に必要となる取組としては、同条第9号において定められているとおり、同条第1号から第4号までに定める基準に適合しなくなったときは、当該委託契約を解除できる旨の条項を契約に含めることが必要である。（別添1参照）

都道府県又は市町村における委託の契約については、上記の条項を踏まえ、適切な措置を講ずるものとする。

（誓約事項の定め）

第2 法及び施行規則においては、都道府県又は市町村における契約において、暴力団排除に係る条項を含めることを定めているが、契約後に委託基準に適合しなくなったことが判明し、契約解除となった場合には、再度手続を行い、別の業者と契約

することが必要になるなど、事業の実施が遅れるといった影響が発生することから、契約関係手続の円滑な実施のため、手続の初期の段階において暴力団を排除することが望ましい。

そのため、都道府県又は市町村の契約担当者は、入札に参加しようとする者又は随意契約の相手方となろうとする者（以下「入札者等」という。）に対し交付する入札説明書等において、施行規則第59条第2号トからヲまでに掲げる事項（以下「誓約事項」という。）を示すとともに、入札者等は入札書等の提出をもって誓約事項に該当しない旨誓約したものである旨を明らかにすることが望ましい。

また、その場合において、契約担当者は、入札者等に対し、入札書等の提出に当たって誓約事項に誓約した旨を契約担当者に提出する入札書等に記載させる措置をとらなければならないものとする。

- 2 契約担当者は、前項によりがたい場合は、入札又は随意契約に先立ち、入札者等から「暴力団排除に関する誓約書」を提出させ、又は前項に準じた措置をとるものとする。ただし、契約担当者が、誓約書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合において、契約担当者は、誓約事項への誓約を拒否した場合若しくは誓約書の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合、当該入札を無効とし、又は随意契約を行わないものとする。望ましい。
- 4 契約担当者は、前項の措置を講ずることがある旨を入札説明書等により明らかにするものとする。

（排除対象者の照会）

第3 契約担当者は、入札者等、既に契約を締結した相手方、下請負人等（下請負人、再受任者又は契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は下請負人等について、施行規則第59条第2号トからヲまでの規定に該当する者（以下「排除対象者」という。）か否かを確認するため必要があるときは、当該契約担当者の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主幹課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した別添2の照会書により照会するものとする。

また、既に各地方公共団体において、公共事業からの暴力団排除の枠組み等が構築されている場合にあつては、施行規則の排除対象者に加え、当該枠組みで定められた事項に該当するか否かについて、照会するものとする。

- 2 施行規則第45条第1項又は第2項の規定により通知を受けた場合においては、前項と同様に、通知を受けた国、都道府県又は市町村が照会するものとする。

（契約解除の措置）

第4 契約担当者は、暴力団排除条項に基づく契約解除の事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

（不当介入を受けた場合の措置）

第5 契約担当者は、契約の相手方に対し、相手方自ら又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上

必要な協力を行うこと、並びに契約担当者への報告を行うことを義務づけるものとする。

(通報報告を怠った場合の措置)

第6 契約担当者は、契約の相手方が第5の規定に違反し、警察への通報及び契約担当者への報告を怠った事実が確認された場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

委託契約書に盛り込む条項の例

(発注者の解除権)

第〇条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖大地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第 59 条第 1 号に適合しない者であるとき。

ロ 放射性物質汚染対処特措法施行規則第 59 条第 2 号イからヲまでのいずれかに該当する者であるとき。

ハ 放射性物質汚染対処特措法施行規則第 59 条第 3 号に適合しない者であるとき。

ニ 放射性物質汚染対処特措法施行規則第 59 条第 4 号に適合しない者であるとき。

(再受任者等に関する契約解除)

第〇+1条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第〇条第 1 号に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 殿

(契約担当者等) 役職・氏名 印

土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理の事業に関する
排除対象者照会書

下記の者について、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第59条第2号トからヲまでに掲げる者に該当するか否か照会します。

記

| | | | |
|--------|---------------|------|-----|
| 商号又は氏名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 役職名 | (ふりがな) 氏 名 | 生年月日 | 住 所 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 備考 | | | |

参考

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）

（土壌等の除染等の措置等の委託の基準）

第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 受託者が次のいずれにも該当しない者であること。

イ～へ （略）

ト 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヲ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三～十 （略）

※ なお、「役員」については、第59条第2号ニにおいて、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」と規定されている。

(別紙様式1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が入札の無効、契約の解除その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、（都道府県又は市町村名）側の求めに応じ、当社及び当社が本業務の全部若しくは一部の処理を委託し、又は請け負わせようとする者すべての役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名（ふりがなを含む。）、生年月日及び住所の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - ・ 契約の相手方として不適当な者
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第59条第2号トからヲまでのいずれかに該当する者であるとき
2. 暴力団関係者及び放射性物質汚染対処特措法施行規則第59条第2号トからヲまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係者等」という。）を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者等であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じません。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当者へ報告を行います。

(別紙様式2)

暴力団排除に関する誓約書

当社 私(個人である場合) 当団体(団体である場合) は、
下記事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が入札の無効、契約の解除その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、(都道府県又は市町村名)側の求めに応じ、当社及び当社が本業務の全部若しくは一部の処理を委託し、又は請け負わせようとする者すべての役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名(ふりがなを含む。)及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - ・ 契約の相手方として不適当な者
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。)第59条第2号トからヲまでのいずれかに該当する者であるとき
2. 暴力団関係者及び放射性物質汚染対処特措法施行規則第59条第2号トからヲまでのいずれかに該当する者(以下「暴力団関係者等」という。)を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 下請負人等(下請負人、再受任者等(再委任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。))が暴力団関係業者等であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当者へ報告を行います。

年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること

〔平成 25 年 4 月 26 日〕
〔暴力団取締り等総合対策WT〕

極めて広範囲かつ甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復旧・復興事業については、国の総力を挙げて取組が進められている大事業であり、今後も長期にわたって多額の資金が投入されることとなるが、既に同事業を新たな資金源とするべく暴力団が介入している実態が明らかになっており、復旧・復興事業からの的確な暴力団排除の推進は喫緊の課題となっている。復旧・復興事業からの暴力団排除は、暴力団の資金源を遮断し、同事業の信頼性の向上に資するものであるところ、この報告書は、同事業からの暴力団排除について、政府が今後、更に取り組みべき施策を取りまとめたものであり、政府は、Iの現状と課題を踏まえ、IIに掲げられた施策を迅速かつ適切に実施することとする。

I 現状と課題

復旧・復興事業を含む公共事業等からの暴力団排除については、「公共事業等からの暴力団排除の取組について」(平成 21 年 12 月 4 日付け暴力団取締り等総合対策WT。以下「報告書」という。)を受けて、平成 24 年 9 月までに警察庁と全ての省庁との間で暴力団排除に関する合意書が締結されるなど、あらゆる公共事業等及び民間工事について、暴力団関係企業に直接受注させないための取組はもとより、下請契約に介入させないための取組等が着実に推進されてきた。

一方、これまでに明らかになった東日本大震災からの復旧・復興事業における暴力団の介入事例をみると、暴力団関係企業が事業を直接受注したり、あるいは、事業の下請を行うという形で介入するのではなく、派遣が禁止されている建設業務に労働者を派遣したり、許可を受けずに労働者を派遣して放射性物質の除染作業等に従事させるなど、労働者の違法な派遣を通じて資金獲得を図っている実態が認められる。

このような実態を踏まえ、復旧・復興事業への暴力団の介入を防止するため、警察において、復旧・復興事業に係る違法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関においても、警察とより緊密な連携を図り、労働者の違法派遣等(違法な労働者派遣及び労働者供給等をいう。以下同じ。)への対策を強化して、暴力団排除対策を強力に推進する必要がある。

II 復旧・復興事業における暴力団排除の推進

政府において、地方公共団体等との連携を強化し、報告書に掲げられた施策を更に推進するとともに、次の取組を進める。

(1) 元請事業者又は受託事業者による施工体制の把握

元請事業者又は受託事業者に対し、作業員名簿の確認等による労働者の雇用事業者の把握、把握した事業者と施工体制台帳との照合の徹底等を通じて施工体制の把握を行い、違法派遣等の防止を図るよう所要の指導及び要請を行う。

(2) 違法・不審情報の共有

建設業法違反通報窓口等関係機関が設ける通報窓口に通報された情報その他の関係機関が把握した違法・不審情報を共有し、迅速な調査、是正、指導及び取締り等必要な措置の実施を図る。

(3) 検査・調査の強化

国や地方公共団体等の事業主体、都道府県労働局、地方整備局及び地方環境事務所等の関係機関は、警察と連携し、共有された違法・不審情報を参考にしつつ、事業者に対する検査・調査を強化し、下請事業者への違法派遣等の実態解明を促進するほか、事業者による労働者の把握状況等の確認作業を強化する。

(4) 事業者に対する啓発等

事業者に対し、違法派遣等の防止に必要な労働者の把握及び管理の徹底等について、Ⅱ（5）の暴力団排除対策協議会への参画、関係法令に基づく立入検査、報告徴収等を通じて必要な指導及び啓発を実施する。

(5) 暴力団排除のための協議会の設置

(1)から(4)の措置を効果的に実施するため、被災県又は被災県内のブロック単位で暴力団排除対策協議会を設置し、国や地方公共団体等の事業主体、復興局、都道府県労働局、地方整備局、地方環境事務所、都道府県警察及び事業者等の間の認識及び情報の共有を図る。

Ⅲ その他

(1) 各省庁の取組の実施状況等については、フォローアップを行うものとする。

(2) 復旧・復興事業から暴力団を排除するための施策について、Ⅱ以外の施策についても、引き続き、幅広く検討を行うものとする。

復旧・復興事業からの暴力団排除の取組

現状と課題

公共事業等からの暴力団排除の推進

「公共事業等からの暴力団排除の取組について」
(平成21年12月4日暴力団取締り等総合対策WT)

- 入札参加者から暴力団員等を除外
- 下請契約を含め契約書に暴力団排除条項を導入

発注者

元請事業者

下請事業者

復旧・復興事業への
暴力団の介入

違法な労働者の派遣

関係機関一体となった違法派遣等への対策

○ 施工体制の把握

元請事業者等に対し、労働者の雇用事業者の把握等を徹底し、施工体制の把握を行うよう指導及び要請

○ 違法・不審情報の共有

関係機関が把握した違法・不審情報を共有し、迅速な調査、是正、指導及び取締り等必要な措置の実施

○ 検査・調査の強化

事業主体、都道府県労働局、地方整備局及び地方環境事務所等の関係機関による違法派遣等の実態解明等の促進

○ 事業者に対する啓発等

労働者の把握・管理の徹底等につき、暴力団排除協議会への参画、立入検査、報告徴収等を通じた指導及び啓発

被災地

復旧・復興事業暴力団排除協議会(仮称)の設置

※ がれき処理、除染等の分野ごとに設置されていたものを拡充
(構成)

事業主体(国、自治体等)、都道府県警察、復興局、
都道府県労働局、地方整備局、地方環境事務所、事業者等

国

犯罪対策閣僚会議、暴力団取締り等総合対策に
関するワーキングチーム(※)において、対策強化
の枠組みを調整

(※) 議長:内閣官房内閣審議官 構成:全省庁

復旧・復興事業の信頼性の向上

暴力団の資金源の遮断